

### 第三節 御前沙汰の実現

#### 1 御前沙汰始

義教の治世は、室町幕府將軍專制化の高揚期とみられている。私も基本的には同じ考え方を持つ者である。

將軍義教 義政の治世は、従来、幕府官制史上第三の時期<sup>16</sup>と目されてきた。奉行人層が登用され、將軍專制化への志向が高まった時期である。

この見方をとると、義持は、第二の時期、管領制における將軍であつたことになる。義持が継嗣を定め得ず没したので、重臣らのくじを以て、義円が選ばれたという事実が語るように、この時期は、重臣（守護）の力が強かつたが、反面、その強い勢力に支えられて成り立つ義持の政権であつた。

佐藤進一は、「足利義教嗣立期の幕府政治」<sup>17</sup>の中で、義教嗣立の時点から永享三年までの約三年間は、政治的不安が著しく高まった時期とし、義教の政治体制もこの頃までには一応かたまったと見ている。また、この三年間の政治過程の分析が、室町幕府政治史の基本的な枠組を明らかにするものであると見通されている。

佐藤進一の示唆に従い、義教の訴訟制度を再検討することにより、彼の專制志向がいかなるものであつたか考えてみたい。

桑山浩然は「足利義教の登場と御前沙汰」<sup>18</sup>の中で、幕府制度史上における「御前沙汰始」の正確な意義付けをされた。さらに御前沙汰体制を、將軍・管領・奉行人の三者の關係の中から評価すべきであると提唱している。この見解に私も同意するものである。

応永三十五年四月十一日晴、今日御判始云々、御評定始今日在之云々、御乗馬始等悉今日御沙汰云々、諸大名

以下御太刀進上之云々(『満濟准后日記』同日条)。

同年四月十四日晴、今日公方様御前沙汰始並御的在之云々、諸人又御太刀進之云々、今日御一級從五位下ヨリ不被歷正下、直被叙四品、珍重々々。(略)(『満濟准后日記』同日条)

右の史料は、義教が元服以前に、「御評定始」・「御前沙汰始」を実施したことを記す満濟の日記の一場面である。応永三十五年(一四二八)、義持後継に決まった義教は、早々御前沙汰始の儀式を敢行し、次期將軍位に就く自分の立場を天下に公示した<sup>19)</sup>。桑山は、儀式「御前沙汰始」は、政権の名と実とが一致しない時期(例えば出家等)に、実の政権保持者を公示した儀式<sup>20)</sup>と論じている。この説は、故実から得たものであり、義教の応永廿五年当時の立場によく似ている。この意義付けを参考にし、儀式と実務の両面から義教の御前沙汰体制を考察したい。この儀式としての御前沙汰の存在を知り、私自身、史料中に表われる御前沙汰のイメージを、実にスムーズに掴むことができるようになったのである。

義教は、義満以降停止されていた「御前沙汰始」を復活した。元服以前であったにもかかわらず、就任後二度目の儀式も行なっている。

正長二年二月十七日晴、今日御前沙汰始、毎事無為珍重、公方様御沙汰始以後渡御一色亭……(21)(略)為御台様御産御祈、自今日於本坊聖護院、准后千手准大法勤修云々、供料五千足、大館奉行之(『満濟准后日記』同日条)。

右の記述が示す如く、義満時代の式日、二月十七日に倣い、毎事無為のうちに行なっている様子が窺える。何事

も鹿苑院殿の例に従う、この義教の姿勢は権力の誇示としてもとれる一種の自己表現である。

さて、この「御前沙汰始」に出席できるのが、御前沙汰衆であった<sup>22</sup>。儀式御前沙汰始に出席する構成員を確認することにより、一定の形を推測することができる。

次に、史料として役立ちそうなものを七例あげる。

① 明德二年（一三九一）五月六日「評定始」・「御前沙汰始」<sup>(23)</sup>

御座・式評定衆管領<sup>(細川頼元)</sup>・二階堂行照<sup>(行元)</sup>・摂津能秀・問注所長康<sup>(本田)</sup>・波多野通郷・松田貞秀の他に奉行人・飯尾左衛門大夫・飯尾肥前守・雅樂備中守・飯尾美濃守・治部四郎左衛門尉<sup>(則宗)</sup>・中沢次郎左衛門尉<sup>(氏綱)</sup>

② 応永八年（一四〇一）二月十七日「御前沙汰始」<sup>(24)</sup>

御座・式評定衆らの他に、奉行人飯尾肥前入道常健・飯尾大和入道浄称・斉藤上野入道玄輔・治部四郎左衛門尉則宗・中沢次郎左衛門尉氏綱

③ 長享元年（一四八七）八月九日「長享改元記録、二階堂殿」<sup>(25)</sup>

(略)

一、同日、御前沙汰始有之、御座同前、管領<sup>(細川政元)</sup>・予<sup>(二階堂行朝臣)</sup>・宗勝等著座如右、為<sup>(飯尾肥前守初参)</sup>修以下奉行人披露如例、伝聞、於管領同披露之

④ 長享元年（一四八七）八月九日「長興宿弥記」<sup>(26)</sup>

(略) 評定始之後、御前御沙汰儀在之、著座人等同前、摂津・波多野・町野三人<sup>(首領)</sup>、不参、摂津・二階堂座次

有所存不參云々、政行為四品、撰津五位也、雖然列二階堂次事、無先規由称之云々、事訖幕下(將軍義尚)御出座、(細川政元)管領以下人々進太刀、役人之外公武少々献御太刀云々、管領退出、直被參東山殿(義忠)、歸宅之後、奉行人等參集管領第、御前御沙汰始各伺事申之、献太刀、及曉天各帰出云々

⑤ 寛正六年(一四六五)四月二十六日条『親元日記』(雄山)(27)

廿六日 癸卯 天晴

一列伺事当年始、直管領江畠山殿參同披露之

⑥ 寛正七年(一四六六)二月十七日条『齊藤親基日記』(28)

十七日、御前御沙汰始

御座 管領(山政親) 酒掃(津野元忠) 雲禪(波多野因幡入道元尚) 因 州

伺事次第

野州貞基(布施) 玄良(齊藤基恒) 以上式評定也、恩賞方著座未御免、(諏訪)諏信州忠郷、(松田)松丹州秀興、(飯尾)飯肥州之種、清泉貞秀

(飯尾)飯兵大貞有、(飯尾)飯和元連、(齊藤)齊四右種基、(齊藤)親基、(齊藤)齊五兵豊基、(飯尾)飯四左為衡

依歡樂不參衆、(治部)治河国通、(飯尾)飯新左為脩

廿五日 一列伺事在之、可為去廿一日之旨雖被仰出之、依御虫氣延引

貞基 玄良 忠郷 秀興 之種 国通 貞秀 元連 種基 親基 為脩(飯尾) 為衡(飯尾) 不參 貞有(齊藤) 豊基(勢州)  
之口也

(略)

一、同日、於管領披露時宜如先々

⑦ 正長二年（一四二九）三月廿四日条『普広院殿御元服記』<sup>29)</sup>

御前沙汰被行之

御座 （鳥山卿等）（源海親）（室野元忠）（二種室之忠）  
管領 酒掃 因禪 雍州

奉行人参勤如先規

同年三月廿九日条

今日伺事、可被聞食始之由、俄被仰出之、披露之当番兩人申次之、秀藤披露篇目住吉社領播磨国所々御即位段  
銭事 免除証文分明之上者 可止催促之旨被仰出之、管領落居同日

①～⑦の史料に顕われる御前沙汰始に注目すると、將軍御座、管領以下の式評定衆、それに奉行人の出席が確認できる。「評定始」と「御前沙汰始」の二様の開催が認められるが、評定始出席者が全員、御前沙汰始に出席するとは限らない。御前沙汰衆は、家柄で選出された式評定衆とは異なる奉行人の集団である。この実務官僚（奉行人層）の活躍がこの時期を特色づけていると考えられるが、この事務官僚集団は、この時期に設置されたものではなく鎌倉時代から存在したものである。法曹知識と事務能力を旨々と伝える家柄の出身で、幕府の事務（執筆）を仕事とする役人集団である<sup>30)</sup>。鎌倉幕府は滅びたが、その役人らの一部は京都に移り住み、室町幕府に仕えたのである。幕府側にとってもかれらの能力は必要不可欠であった。

御前沙汰始の儀式の次第を概略すると、まず、將軍・管領の両者が出席し、奉行人（御前沙汰衆）による一列伺事が行なわれる。室町時代の裁判においては、重要な訴訟関係の懸案事項は、奉行人の意見を付して將軍の裁可を

受けた（義教期は、意見は必要な時にのみとられ、また徹底していない）。この裁可申請を伺事と言ったのである。この伺には一列伺と番伺との別があつて、一列伺は奉行人が同時に、次々と伺事をするを言い、番伺は、奉行人を番に分け、各番式日に伺事をする。つまり、当番制伺ということになる。一列伺は御前沙汰始などの儀式の時行なわれ、番伺は、通常の実務伺事の方法として実施されたのである<sup>31)</sup>。

次に前記史料に注目してみたい。(③)⑦の数字は先引史料の番号を示す)

③ 「伝聞 於管領同披露之」

④ 「帰宅之後、奉行人等参集管領第、御前御沙汰始各伺事申之、献太刀、及暁天各帰出云々」

⑤ 「直管領畠山殿江参同披露之」

とあり、御前御沙汰始の後、同じメンバーの奉行人衆が再び管領亭に集まり、同様の儀式を行なっているのがわかる。

⑥ は、寛正七年（一四六六）二月十七日が御前沙汰始、同廿五日が通常の御前沙汰を記録していると思える。

「一列伺事任之」とあるが書違いだらうか。それとも義政親政がその理由なのだらうか、後者の可能性が高いが、史料⑥については今後の課題にしたい。因みに一般論としては、長祿元年（一四五七）以降、義政は専制体制に入る。その推進者は伊勢貞親となっている。

⑦の史料『普広院殿御元服記』については次の御前沙汰（伺事）で詳述している。本稿のテーマである義教の御前沙汰の初期の頃が知見できる史料である。

他に、延徳二年『將軍宣下記』<sup>32)</sup>にある「次一列伺事条数各一ヶ条披露様同奏事」の例もあるが、応仁文明の乱以後（將軍義植）のことなのでここでは省略した。

これには、いったいどういう意味があるのかを考えてみたい。

儀式の場合は、上位の將軍が先である。一方最終決定権はというと將軍にある。したがって何事（通常の御前沙汰）の披露は最後に將軍に対し行なうということになり、最終判決の意思決定は將軍ということになる。

この制度は、奉行人らの合議決定を將軍に上申し、裁可を仰ぐ方式で、これこそが義教の御前沙汰の実態なのではないだろうか。

官僚集団の有能な実務処理の力を合議の場に制度的に取り入れ、その組織の上に將軍が位置し、最終判決権を掌握する。実務になれた奉行人の事務処理なら過誤も少なく、何より迅速化が期待できる。これが義教がめざした訴訟制度だったのではないだろうか。

正長二年（一四一九）には、次のような何事に関する法令も制定されている。

一 諸人訴訟事 以賦日限、次第奉行人可伺申之焉<sup>34</sup>（追加法一八九）

（賦の順序に従って奉行人がこれを伺申すべきこととある。この法令一八九と後記の一九三「諸人訴訟事」については、『中世法制史料集』Ⅱ、補注二四を参考にした。）

#### 奉行人何事規式

一 出仕事 各守結番之次第、可令參勤、但於急事者、雖為非番、可申之矣<sup>35</sup>（追加法一九〇）

一 條数事 不可過三ヶ条、至不足者、不及被定置焉<sup>36</sup>（追加法一九一）

一 時剋事 可為已剋、於以後者、可令略矣<sup>37</sup>（追加法一九二）

一 諸人訴訟事（追加法一九三）

右の法令、伺事規式四ヶ条（追加法一八九〇―一九三〇）の内容には、柔軟性のある規式の次第が読みとれ、結番出仕は原則としてということなのだろう。一度の伺事は三ヶ条を限度とし、「可為巳剋」（午前十時から正午まで）と時限まで定めてある。非常に現実的発想で立法されている。

右のような伺事細則が定められたこの時点（正長二年）を以て、制度としての伺事の発足としてみる事ができる。しかし、このような動きは、これより以前から非制度的には行なわれていたと考えられる。義教の場合、元服が行なわれるまでに一年余の日月があったし、この間、何もしなかったとは考えられない（義教のこの件については後述したい）。

ところで、前將軍義持時代には「御前沙汰始」なる儀式はなかったことになっているが<sup>38</sup>、次の『康富記』<sup>39</sup>の記載をどう考えたらよいだろうか。

十三日丁亥 雨時々下、清四郎亭連歌也、此間一両日、武家伺事有之、（細川満元）管領沙汰始被对面奉行入云々（略）  
（『康富記』応永二十六年四月十三日条）

この記述は、応永二十六年（一四一九）のものであるから、すでに義満は応永十五年（一四〇八）五月に没し、名実共に義持が將軍位にあった時期のものである。『花宮三代記』には、評定始の記載は多々見られるが、伺事については見つからない。『康富記』記載の一行で考察するのも危険だが、義持期にも非公式には伺事が実施されていたとも考えられる。しかし、これはあくまで推測である。

さて、この第三節「御前沙汰の実現」では、儀式と実際の場、つまり、御前沙汰始と御前沙汰（伺事）の相違点を見てきた。そして結論として得たものは、義教の「最終判決権の掌握」である。義教が判決権を一手に握るシステムを訴訟制度に取り入れたという事実は、何を意味するのか、そこに重要な意味があった。私はここに専制君主



義教の姿を想起したのである。

前章で、弘安八年十一月の霜月騒動と、永仁元年の平頼綱の乱の後に現われた得宗貞時の専制政治について少しふれたが、その得宗専制体制を義教はモデルにしていると見たのである<sup>40</sup>。

抑々、貞時は、御内人を次々に登用して、幕府機関へ参入させ、直断権を手にした。越訴方の機能までも掌握し、鎌倉幕府史上、他に類のないほどの強権を握った<sup>41</sup>。即ち、専制政治実現のために訴訟制度を思うがままに駆使した人物である。しかし、貞時は所詮、北条氏の家督継承者に過ぎなかった。これに対し、義教は將軍である。御内人の代わりに幕府奉行人を登用し、かつて貞時が行なった専制政治を、足利政權の制度として再現しようとしたに違いない。就任間もない還俗將軍が、信じられないほどの早さで、次々と政治改革を断行できた理由がここにある。

### 3 足利義教と得宗貞時

義教と貞時の両政治にはかなりの類似性があることをすでに第一章の三節で考察した。ここでは、自己の専制体制に、裁判を従属させた両者の政治を窺ってみた。

一般論として、権力の成立期、特に新しい権力が確立していく過程においては、数多の法令が制定され、その新法によって政策的で強権的な裁判が行なわれる傾向がある。実際のところ、泰盛が行なった弘安の御徳政も、時宗没後の急速な政治改革推進上における立法・施行であったと考察できる。また、貞時の場合も、義教の場合も統治権を手中にし、各々の立場で権力を確立していく時期において、前述と同じ傾向が見られる。

さて、弘安八年（一一八五）十一月、安達泰盛一党が突然世を去った後、泰盛が完成させた訴訟制度は、どのように得宗体制の中へ取り込まれていったのだろうか。本節では、平頼綱専横の時期（貞時幼少時）も、得宗貞時の時代として論を進めたい。

## 2 御前沙汰(伺事)

前節の史料⑦『普光院殿御元服記』に注目したい。正長二年(一四二九)三月廿四日の御前沙汰始は、規式通り行なわれたことが史料より窺われる。ここで一連の行事の進行について付言しておこう。

史料⑦は、正長二年三月九日元服、十五日征夷大將軍宣下、名を義教(義円 義宣 義教)と改め、制度的にも六代將軍となったその代始めの御前沙汰始を記録しているものである。

したがって、同年三月廿九日、「今日伺事」とあるのが、代始めに義教が正式に行なった御前沙汰(伺事)ということになる。この日、「俄被仰出之」にもかかわらず当番の御前奉行二人が披露しているのがわかる。この『普光院殿御元服記』の筆者松田秀藤はその日の当番の一人であって、「住吉社領播磨国所々御即位段銭事」を披露し、それに対し次のような將軍の裁定が下されている。

「免許証文分明之上者可止催促之旨被仰出之」ということになり、次に「管領落居同日」と書留めている。この一行の意味するものは、管領亭でも同じ日に、同じ篇目で披露があったことを意味するものである。つまり、將軍披露以前にも同じ奉行人により管領に披露され、管領も落居しているということを示しているのである。この史料は、秀藤の伺事記録<sup>33)</sup>ともいふべきもので、自分に関係した篇目を日記風に書き綴っているものである。この当時、奉行人らは個人で裁判記録を付けていたのである。したがって、「管領落居同日」との記載は、その日の日記の最後に追記として(その日の出来事として)記したものと思われる。一日の内、時間的には先にあった事実を、追記としてその日の最後に記すことは、よく見られることである。

先引史料⑥、「廿五日(略)一同日 於管領披露時宜如先々」の一行の意味も、將軍より先に管領に披露をすませていることを示すものであると私は考へる。

即ち、儀式「御前沙汰始」の場合は、將軍披露の後、管領に同じ披露をしている。通常の「御前沙汰(伺事)」の場合は、管領に先に披露し、その後將軍に披露ということになる。披露の順序が逆になるといわけであるが、

まず、「未処分跡」について大略説明すると、生前に配分譲与したり、または譲状を書置き、その意思を明確にしておくことを処分というのに対し、親（被相続人）が配分譲与について、前以てその意思を明確にすることなく没した場合を未処分と称した。中世武家社会では、生前処分が普通であり、未処分は急死などの場合で例外的なものとされている<sup>42</sup>。

次に「安堵」とは、所領を主とした財産権の移転に際し、支配者から被支配者に給付される法的な承認行為を意味する。鎌倉時代には、相続・売買・贈与・紛失（証文）などが安堵の対象になった。このうち重要なのは継目安堵（相続安堵）で、相続人（御家人）は、譲状や証文を添え、幕府に安堵の申請（安堵申状）をした。これを受理するのが安堵奉行人であり、調査の結果、安堵状を交付した。この一連の手続きを自今以後は、引付で扱うというのが右の法令六一四である。

では、ここで義教の御前沙汰の特色を整理し列挙してみよう。

- ① 將軍直断
- ② 迅速な判決
- ③ 義教一人が最終判決権の掌握
- ④ 意見の導入
- ⑤ 法曹官僚（右筆方奉行人）の登用
- ⑥ 所務・雑務・安堵など提訴の多様性

右の六ヶ条を満たしているのが義教の御前沙汰であり、裁判を、彼のめざす専制政治に利用したのである。これら右の特色を満足させる訴訟制度のモデルとなったのが、貞時専制政治の中で行なわれた裁判制度であったと推断

貞時が彼の専制政治の中に彼流の裁判制度を構築し、独裁を敢行したことはいまや定説化しているところであるが、その具体的例を挙げて考察してみよう。つまり、貞時実施の訴訟制度の法令の中に、後の独裁者義教が、早急に新設し実施した御前沙汰のモデルが認められるのである。管見の限り、明らかに貞時の専制政治の手法を、義教は自分の独裁政治の中にとり入れていたことが感得される。

左に引く法令に注目したい。この法令は、平頼綱が実権を握っていた正応年間（一二八八～一二九三年）に発給されたものだが安堵奉行と引付の権限について問題を提起させるものである。

一 未処分跡御下文事（正応二年三月五日）

遺領配分之後、被返遣安堵奉行人之條、不可然、自今以後、引付奉行人可成御下文歟〔鎌倉幕府法〕追加法  
六一四

右の法令を要約すると、遺言状がない場合、遺領配分の後に安堵奉行人に返遣わすこと（安堵申状を提出すること）はしない。自今以後は、引付奉行人が御下文を発給するということになる。言い替えれば、今までは、三方の安堵奉行人（専門部局）が担当してきた所領安堵の実務を、これからは引付奉行人が行なうと言っているのである。訴訟関係の審議を担当していた裁判専門の引付奉行人（法曹官僚）が安堵にまで仕事の範囲を広げたのに対し、安堵奉行人側は縮小されてしまったことを意味するのである。所領安堵の賦（受付）、決定書（下文）の発給までも引付が処理するというものであるから、今後は、得宗貞時の御下文、つまり貞時直断の決定書（判決文）を交付するということになる。右の法令に示された引付奉行人のあり様はまさに、義教の御前沙汰に祇候した右筆方奉行人（御前奉行）の姿である。

ところで、右法令にある文言について少々説明を加えておきたい。

できる。

義教は家督を相続するや形骸化していた評定衆には意見を、引付奉行人には何事を担当させ、即、御前沙汰を開始した。有能な彼らを空しく遊ばせておくのは惜しい。彼らの意見を採用することにより、義教の判断に客観性が付与されたことは確かである。また、御前におけるスピード判決の実現に貢献できるのは有能な右筆方奉行人の他にいない。

前述の法令、「鎌倉幕府法」追加法六一四の実現こそ、就任間もなく義教が満済に語ったとされる「如旧評定引付の再設」(正長元年五月二十六日)の実態であると考える。

さて、ここで最後に、貞時政権を語る再審制度越訴方について付記しておきたい。

鎌倉幕府訴訟制度には、再審制度として越訴と庭中とがあった。庭中は訴訟手続上の過誤に対する再審請求であったが、越訴は判決内容の過誤に対する再審制度である。文永元年(一二六四)、越訴頭人と越訴奉行人によって構成される越訴方が設置された。この越訴専門機関の設置は、御家人の権利保護を理念とする鎌倉幕府訴訟制度の一つの到達点として評価されているものである。

しかし、得宗専制を指向する貞時時代には、状況は一変し、越訴方の廃止と復活、不易法の立法などが繰り返されたのである。

次の追加法六五〇は、永仁二年(一二九四)十二月二日の評定会議の決定事項である。奉行豊後(矢野)権守倫景・明石民部大夫行宗と記されている。

#### 一 直被聞食被棄置輩訴訟事

不可有御沙汰之由、先日雖被定法、永止後訴者、各含愁鬱歎、企越訴事非制限(「鎌倉幕府法」追加法六五〇)

右追加法の文面に、「先日雖被定法」とあるから、すでにこの年のある時期に、「直断の成敗は越訴を認めない」の立法があり、右法令によって前法（先日法）が廃止され、旧に復したことが知見される。まさに改廢の繰り返しである。貞時直断への不満は一切認めない。これは貞時の下す判決が、同時に「不易の成敗」と化したことを示している。越訴は貞時の判決に対する異議申し立てを認めたことになるために、廃止されたことはすでに論及されている<sup>43</sup>）ところである。貞時の直断を訂正することになる越訴は、専制政治にとって無益で都合の悪いものであった。

それではここで、『鎌倉年代記』正安二年（一二三〇）十月九日条に注目したい。そこには、「止越訴（越訴方、相州（貞時）家人五人奉行之」とある。これは、越訴方を廃止し、五人の得宗被官をこれに代わる奉行とするということで、御内人による越訴方機能の奪取（制度の改変）である。この改変は、越訴の審理までも制度的に得宗の権力内部に吸収することを意味し、さらなる北条一門の大量進出を企図したものである。

この越訴方廃止の実現により、貞時への権力集中は最高位に達したと見られている。

しかし、旧制度の根深い残存等により、すべてが貞時の思惑通り、ことが運んだわけではない。翌正安三年（一二三〇）、早くも越訴方頭人が復活され、「相州家人五人奉行」が廃止され貞時の政策は貫徹しなかったのである。

次に「沙汰未練書」（元応元年）元亨二年の間に成立したと見られている訴訟手続きの解説書である。鎌倉時代晩期の作成といふべきものだろうか）の記載事項を次に付記しておきたい。

越訴沙汰事、被成御下知之後、不及覆勘沙汰者、属越訴方二、先御沙汰参差之由、以委細申状、越訴頭人二申之、所申有其謂者、内談之時、先以入門有其沙汰訴入門トハ先度御沙汰落居事書ヲ召渡後、越訴申状勘合、内談之時、誠先度沙汰眼前有参差之儀者、被下御教書、重所被経御沙汰也、次第之沙汰之躰、引付同前（沙汰未練

書）

この書によれば、越訴はまず越訴頭人に属し、申状によって理非を勘合する。もしこれに謂ありと認められた時には、内談（寄合）にかける。内談が参差ありと認められた申状のみを、再び越訴方に下して審議を命じる。「次第之沙汰躰、引付同前」というものである。

ここには旧制度の越訴方の役割である訴の受付と判決案の作成とが記されている。そして、内談（寄合）がチエツクするシステムになっている点が注目される。

ところで、これまで述べてきた鎌倉時代の安堵や越訴の制度は、室町時代における制度としてどのように引き継がれていったのだろうか。その歴史の変遷を史料の中に確認してみたかったが、今のところよくわからないのが実状である。

安堵については安堵方としてみえる。室町時代初期開創期に、鎌倉時代の安堵奉行人の職掌と類似した部局が直義執政期に見えるが、その後のことは明らかにはなっていない。しかし、新田英治の次の論考が注目される。「義詮・義満の時代になると、所領の充行も安堵も將軍一人のものから発する文書に統一されるようになり、それをはじめは袖判下文と袖判御教書が併用されたが、次第に袖判下文は廃されて応永九年（一四〇二）以後は見られなくなった<sup>〔4〕</sup>と云う。

応永年間には、四代將軍義持の時代で管領政治が色濃く行なわれていた時期であるから、例外は別として、大略、管領奉書や御教書、または、御内書が下付されていたと思う。安堵専門部局は存在しなかったのではないかと思うが、明確なところは不明である。今後の課題にしたい。

では、六代將軍義教の時代はどうであったのだろうか。結論から言うと、安堵方の職務は將軍御前沙汰の訴訟制度の範疇で行なわれていたと考えられる。「安堵方」なる専門部局は存在しなかったと思うが、義教の御前沙汰の中で、かつて貞時が断行した安堵の業務は再生したと私は思ったのである。したがって、この「安堵」の権限をす

べて掌中にした義教が継目安堵状を掲げて、守護・国人等の家の内部に口入し、家督相続の改替を行なったと考えられるのである。

さて、本節のテーマ、義教と貞時が裁判制度を駆使し、専制化を急いだその検討はひとまず置き、次は室町幕府における管領の立場や役割について考察してゆきたい。

#### 第四節 管領の立場と役割

義教期における管領は、御前沙汰体制とどのように関わり、いかなる役割を果たしていたのだろうか。『満済准后日記』から窺う限り、初政期には義教は管領を除外している様子はなく、満済に相談した事項についても、必ず、「可相談管領」としている。依然として室町幕府における管領制は継続しているのである。満済の日記から二、三例をあげると、

今日八幡放生会被行之、去月延引、種々神訴在之云々。雖爾自昨日、管領下向奉行同召具之。<sup>(22)</sup> 訟訴等悉裁許。  
神幸卯刻無為云々(略)『満済准后日記』正長元年九月十五日条)

とあり、八幡放生会で幕府が石清水へ移動した際には、管領(畠山満家)が奉行人を召し具し、訴訟等の裁許を悉く行なっているのがわかる(この状況は、將軍が放生会に参仕しているためである)。

次に正長元年十月二日条に注目してみよう。

「(略)今日於管領諸大名会合、当御代初会也、仍伺時宜云々(略)」とあり、管領亭で会合の後、將軍に伺をしてるのがわかる。この例なども義教の元服以前の時期であるから、非公式ではあるが、管領亭での諸大名との会合